

令和7年9月19日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、株式会社圏央（東京都中野区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 榎本（内線：2511）

契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社圏央	東京都中野区東中野 1 - 4 5 - 5

2. 指名停止措置期間

令和7年9月19日から令和7年11月30日まで（6週間＋1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図の作成について、事実と異なる作業員名簿を作成し、発注者へ提出した。また、施工期間中に施工体制を変更したにもかかわらず、長期間、変更した施工体制台帳及び施工体系図の提出を行わなかった。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より監督処分（営業停止7日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして東京都知事から監督処分（営業停止）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内